

8 環 活 第 3 0 6 号
令和 8 年 7 月 31 日

愛知県環境影響評価審査会
会長 中山 恵子 様

愛知県知事 大 村 秀 章

環境影響評価指針の一部改正について（諮問）

愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号。以下「条例」という。）
第 4 条第 1 項の規定に基づく環境影響評価指針（平成 11 年愛知県告示第 445 号）の
一部改正にあたり、条例第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審査会の意見を求めます。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電話 052-954-6211(ダイヤルイン)

説 明

愛知県における環境影響評価制度は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）の一体的な運用により形成されています。

こうした中、令和7年6月、既存工作物について、除却又はその使用を廃止し、同一又は近接区域に当該既存工作物と同種の工作物の新設を行う事業（以下「建替事業」という。）を対象とした環境影響評価手続を見直す環境影響評価法の一部を改正する法律（令和7年法律第73号）が公布されたことを受け、令和8年3月に条例を改正し、同様の規定を整備したところです。

改正条例の施行に当たっては、環境影響評価等が科学的知見に基づき適切に行われるための指針として策定した環境影響評価指針（平成11年愛知県告示第445号）に建替事業に係る計画段階環境配慮書の記載事項を定める必要があるため、貴審査会の意見を求めるものです。